

令和8年2月市議会 総務委員会資料

第48号議案 長崎市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

<目次>	ページ
1 改正する条例	2
2 改正の趣旨	2
3 改正の内容	2
4 施行期日	4
5 条例の新旧対照表	5

総 務 部

令和8年3月

1 改正する条例

長崎市職員等の旅費に関する条例

【関係条例（3条例） ※附則による改正】

- (1) 教育長の給与等に関する条例
- (2) 長崎市監査委員条例
- (3) 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例

2 改正の趣旨

国家公務員の旅費に係る宿泊費の額が改定されることに伴い、本市の職員の旅費においても同様の措置を講じようとするもの。

また、長崎市職員等の旅費に関する条例（以下「条例」という。）に定める地域別の宿泊費基準額については、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額と同額にしているが、当該宿泊費基準額は、国において毎年行われる調査の結果を踏まえて見直しが行われることとされており、見直しがあった場合は、その都度条例改正が必要となる。

このことから、従来から旅費については国に準じていることを踏まえ、条例の別表として規定している宿泊費基準額については、具体的な金額ではなく、「国家公務員等の旅費支給規程別表第2に定める額」とするよう、条例の規定を改正しようとするもの。

3 改正の内容

宿泊費基準額について、地域区分ごとに金額を規定している「別表第1」を削除し、「国家公務員等の旅費支給規程別表第2に定める額」として規定するもの等。

【宿泊費基準額の改定内容】

区 分	宿泊費基準額（1夜につき）					
	市長等（市長又は副市長・（議会の議員））			市長等以外の職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）		
	①改定前	②改定後	増減②-①	①改定前	②改定後	増減②-①
	円	円	円	円	円	円
北海道	18,000	20,000	2,000	13,000	15,000	2,000
青森県	15,000	16,000	1,000	11,000	12,000	1,000
岩手県	13,000	13,000	—	9,000	10,000	1,000
宮城県	14,000	16,000	2,000	10,000	12,000	2,000
秋田県	15,000	14,000	▲ 1,000	11,000	11,000	—
山形県	14,000	13,000	▲ 1,000	10,000	10,000	—
福島県	11,000	12,000	1,000	8,000	9,000	1,000
茨城県	15,000	14,000	▲ 1,000	11,000	11,000	—
栃木県	14,000	14,000	—	10,000	11,000	1,000
群馬県	14,000	16,000	2,000	10,000	12,000	2,000
埼玉県	27,000	21,000	▲ 6,000	19,000	16,000	▲ 3,000
千葉県	24,000	22,000	▲ 2,000	17,000	17,000	—
東京都	27,000	27,000	—	19,000	21,000	2,000
神奈川県	22,000	21,000	▲ 1,000	16,000	16,000	—
新潟県	22,000	21,000	▲ 1,000	16,000	16,000	—
富山県	15,000	14,000	▲ 1,000	11,000	11,000	—
石川県	13,000	13,000	—	9,000	10,000	1,000
福井県	14,000	13,000	▲ 1,000	10,000	10,000	—
山梨県	17,000	17,000	—	12,000	13,000	1,000
長野県	15,000	17,000	2,000	11,000	13,000	2,000
岐阜県	18,000	17,000	▲ 1,000	13,000	13,000	—
静岡県	13,000	16,000	3,000	9,000	12,000	3,000
愛知県	15,000	16,000	1,000	11,000	12,000	1,000
三重県	13,000	16,000	3,000	9,000	12,000	3,000
滋賀県	15,000	14,000	▲ 1,000	11,000	11,000	—

区 分	宿泊費基準額（1夜につき）					
	市長等（市長又は副市長・（議会の議員））			市長等以外の職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）		
	①改定前	②改定後	増減②-①	①改定前	②改定後	増減②-①
	円	円	円	円	円	円
京都府	27,000	26,000	▲ 1,000	19,000	20,000	1,000
大阪府	18,000	21,000	3,000	13,000	16,000	3,000
兵庫県	17,000	22,000	5,000	12,000	17,000	5,000
奈良県	15,000	16,000	1,000	11,000	12,000	1,000
和歌山県	15,000	14,000	▲ 1,000	11,000	11,000	—
鳥取県	11,000	12,000	1,000	8,000	9,000	1,000
島根県	13,000	16,000	3,000	9,000	12,000	3,000
岡山県	14,000	18,000	4,000	10,000	14,000	4,000
広島県	18,000	18,000	—	13,000	14,000	1,000
山口県	11,000	12,000	1,000	8,000	9,000	1,000
徳島県	14,000	13,000	▲ 1,000	10,000	10,000	—
香川県	21,000	20,000	▲ 1,000	15,000	15,000	—
愛媛県	14,000	16,000	2,000	10,000	12,000	2,000
高知県	15,000	16,000	1,000	11,000	12,000	1,000
福岡県	25,000	22,000	▲ 3,000	18,000	17,000	▲ 1,000
佐賀県	15,000	14,000	▲ 1,000	11,000	11,000	—
長崎県	15,000	17,000	2,000	11,000	13,000	2,000
熊本県	20,000	18,000	▲ 2,000	14,000	14,000	—
大分県	15,000	14,000	▲ 1,000	11,000	11,000	—
宮崎県	17,000	14,000	▲ 3,000	12,000	11,000	▲ 1,000
鹿児島県	17,000	14,000	▲ 3,000	12,000	11,000	▲ 1,000
沖縄県	15,000	16,000	1,000	11,000	12,000	1,000

4 施行期日

令和8年4月1日

5 条例の新旧対照表

長崎市職員等の旅費に関する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長崎市職員等の旅費に関する条例 (昭和29年長崎市条例第29号)</p> <p><u>(宿泊費)</u></p> <p><u>第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、同表中「指定職職員等」とあるのは「市長等」と、「職務の級が10級以下の者」とあるのは「市長等以外の職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が別に定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p><u>第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して1夜につき2,400円とする。</u></p> <p><u>2 宿泊手当の額は、第12条第1項若しくは第2項の規定により支給される宿泊費又は前条の規定により支給される包括宿泊費について、市長が別に定める場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、市長が別に定める額とする。</u></p>	<p><u>(宿泊費)</u></p> <p><u>第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p><u>第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第2に定める1夜当たりの定額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊手当の額は、第12条の規定により支給される宿泊費又は前条の規定により支給される包括宿泊費について、市長が別に定める場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、市長が別に定める額とする。</u></p>

改正後	改正前	
[削る]	別表第1（第12条関係）	
	旅費額	
	区分	宿泊費基準額（1夜につき）
		市長又は副市長
		職務の級が行政職給料表9級以下、医療職給料表（1）4級以下又は医療職給料表（3）5級以下の職員
	北海道	円
		円
	18,000	13,000
	青森県	15,000
	岩手県	13,000
	宮城県	14,000
	秋田県	15,000
	山形県	14,000
	福島県	11,000
	茨城県	15,000
	栃木県	14,000
	群馬県	14,000
	埼玉県	27,000
	千葉県	24,000
	東京都	27,000
	神奈川県	22,000
	新潟県	22,000
	富山県	15,000
	石川県	13,000
	福井県	14,000
	山梨県	17,000
	長野県	15,000
	岐阜県	18,000
	静岡県	13,000

改正後	改正前		
	愛知県	15,000	11,000
	三重県	13,000	9,000
	滋賀県	15,000	11,000
	京都府	27,000	19,000
	大阪府	18,000	13,000
	兵庫県	17,000	12,000
	奈良県	15,000	11,000
	和歌山県	15,000	11,000
	鳥取県	11,000	8,000
	島根県	13,000	9,000
	岡山県	14,000	10,000
	広島県	18,000	13,000
	山口県	11,000	8,000
	徳島県	14,000	10,000
	香川県	21,000	15,000
	愛媛県	14,000	10,000
	高知県	15,000	11,000
	福岡県	25,000	18,000
	佐賀県	15,000	11,000
	長崎県	15,000	11,000
	熊本県	20,000	14,000
	大分県	15,000	11,000
	宮崎県	17,000	12,000
	鹿児島県	17,000	12,000
	沖縄県	15,000	11,000
[削る]	別表第2（第14条関係）		
	区分	宿泊手当（1夜につき）	
	全ての地	2,400円	

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">【附則関係】</p> <p>○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号)</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 旅費の額は、長崎市職員等の旅費に関する条例(昭和29年長崎市条例第29号)の規定により行政職給料表9級の職員が受けるべき額に相当する額とする。</p> <p>7 [略]</p> <p>○長崎市監査委員条例 (昭和39年長崎市条例第8号)</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 旅費の額は、長崎市職員等の旅費に関する条例(昭和29年長崎市条例第29号)の規定により行政職給料表9級の職員が受けるべき額に相当する額とする。</p> <p>7 [略]</p> <p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年長崎市条例第39号)</p> <p>(給料等の支給)</p>	<p>(給料等の支給)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 旅費の額は、長崎市職員等の旅費に関する条例(昭和29年長崎市条例第29号)別表第1旅費額に掲げる行政職給料表9級の職員相当額とする。</p> <p>7 [略]</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 旅費の額は、長崎市職員等の旅費に関する条例(昭和29年長崎市条例第29号)別表第1旅費額に掲げる行政職給料表9級の職員相当額とする。</p> <p>7 [略]</p> <p>(給料等の支給)</p>

改正後	改正前
<p>第2条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 旅費の額は、長崎市職員等の旅費に関する条例(昭和29年長崎市条例第29号)<u>の規定により行政職給料表9級の職員が受けるべき額に相当する額とする。</u></p> <p>7 [略]</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 旅費の額は、長崎市職員等の旅費に関する条例(昭和29年長崎市条例第29号)<u>別表第1旅費額に掲げる行政職給料表9級の職員相当額とする。</u></p> <p>7 [略]</p>